

我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例

我孫子市介護保険条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第9条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 75,000円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第9条 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 75,000円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同</p>

計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(7)から(14)まで 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険

者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,000円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲

げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,000円」とあるのは、「24,000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に

掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,000円」とあるのは、「42,000円」と読み替えるものとする。

附 則

第1条 略

じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(7)から(14)まで 略

附 則

1 略

第 2 条 略

第 3 条 略

第 4 条 略

（令和 3 年度から令和 5 年度までの
保険料率の算定に関する基準の特

2 略

3 略

（平成 21 年度から平成 23 年度までの
各年度分の保険料率の特例）

4 令附則第 11 条第 1 項及び第 2 項

（同条第 3 項及び第 4 項において準
用する場合を含む。）に規定する第
1 号被保険者の平成 21 年度から平成
23 年度までの各年度分の保険料率
は、第 9 条第 4 号の規定にかかわら
ず、39,300 円とする。

（平成 24 年度から平成 26 年度までの
各年度分の保険料率の特例）

5 令附則第 16 条第 1 項及び第 2 項

（同条第 3 項及び第 4 項において準
用する場合を含む。）に規定する第
1 号被保険者の平成 24 年度から平成
26 年度までの各年度分の保険料率
は、第 9 条第 3 号の規定にかかわら
ず、28,400 円とする。

6 令附則第 17 条第 1 項及び第 2 項

（同条第 3 項及び第 4 項において準
用する場合を含む。）に規定する第
1 号被保険者の平成 24 年度から平成
26 年度までの各年度分の保険料率
は、第 9 条第 4 号の規定にかかわら
ず、39,300 円とする。

7 略

例)

第5条 第1号被保険者のうち、令和

2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(平成27年度から平成29年度までの各年度分の保険料率の特例)

8 第9条第1項第1号に掲げる第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までの各年度分の保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,900円とする。

(平成30年度における保険料率の特例)

9 第9条第1号に掲げる第1号被保険者の平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,000円とする。

(令和元年度における保険料率の特例)

10 第9条第1号に掲げる第1号被保険者の令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,500円とする。

11 第9条第2号に掲げる第1号被保険者の令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,500円とする。

12 第9条第3号に掲げる第1号被保険者の令和元年度における保険料率

	<p>は、同号の規定にかかわらず、43,500円とする。</p> <p>(令和2年度における保険料率の特例)</p>
13	<p>第9条第1号に掲げる第1号被保険者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,000円とする。</p>
14	<p>第9条第2号に掲げる第1号被保険者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,000円とする。</p>
15	<p>第9条第3号に掲げる第1号被保険者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、42,000円とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の我孫子市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。